

第5編 広域応援編

第1章 事前対策

【関係各課】

大規模な災害が発生した際には、全国からの応援が必須となる。

町域において、被害が軽微だった場合、町は避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧、復興に取り組む。

第1 広域応援体制の整備

1 九都県市合同防災訓練等の周知

町は、県が関係都県市とともに実施している九都県市合同防災訓練等について住民に周知する。

2 広域避難者の受入れ体制の整備

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の自治体からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。

また、町は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や医療施設における収容能力等の把握を行う。

第2 広域支援拠点の確保

町は、県が県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資、人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定に協力する。

なお、災害発生時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて候補地の選定に協力する。

※広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うための拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）

第3 県の職種混成の広域応援要員チームの編成への協力

県が、広域応援の際の多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、市町村とともに編成する職種混成の応援要員チームについて、町も編成に協力するよう努める。

第4 広域避難受入れ体制の整備

大規模災害発生時には、他の自治体から多くの人々が本町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備するよう努める。

第5 町内被害の極小化による活動余力づくり

1 住民への普及、啓発

住民に次の内容を普及・啓発する。

- (1) 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- (2) 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- (3) DIG、HUGを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

2 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

3 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

町は、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。

また、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強工事を計画的に進める。

さらに、町は、老朽化の進む社会資本（橋りょう、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

4 事業者等による事業継続の取組の促進

事業者等においては、災害時の事業継続の取組を促進するとともに、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

第2章 応急対策

【総務部、町民福祉部、環境整備部】

第1 応援に必要な広域災害情報の収集

町は、広域災害発生時に県が実施する被災状況を把握するための情報収集について、県に協力するよう努める。

第2 広域応援要員の派遣

町は、県を通じた応援要員の派遣要請に基づき、県等とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策に協力するよう努める。

第3 広域避難の支援

町は、県が大規模災害発生時に他都県からの避難者を受入れる際、広域一時滞在のための避難所を提供するなど、県に協力する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受入れた場合は、避難所の運営を支援する。

1 応援要請と受入れの流れ

- (1) 被災市町村からの被災都県へ避難者受入れ調整の依頼
- (2) 被災都県内では受入れ困難な場合、県への要請及び被災都県との受入れ協議
- (3) 町と県との受入れ協議
- (4) 町と避難所（施設管理者）との協議
- (5) 県への受入れ回答及び避難所開設の公示
- (6) 被災都県への受入れ回答
- (7) 被災都県から被災市町村への受入れ回答の伝達
- (8) 被災市町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- (9) 避難者の受入れ（避難誘導を含む）
- (10) 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

2 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入れ協議

県は、大規模災害の発生に伴い、他の都県知事から避難者受入れの要請があった場合、避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。町は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供する。

なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう多数を収容でき

る施設を優先して選定する。

3 避難者受入れ方針の通知

県は、町に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入れ方針を速やかに通知する。

4 避難所開設の公示及び避難者の収容

町長は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

なお、避難所の管理運営については、「第2編 第3章 第3節 避難対策 第2 避難所の開設・運営」を準用する。

5 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定、開設に留意する。

町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入れ調整など、支援の充実に努める。

6 自主避難者への支援

町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

7 避難者登録システム等の活用

県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、町はこれに協力する。

第4 がれき処理支援

町は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれき処理について協力するよう努める。

第3章 復旧・復興対策

【関係各課】

第1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

1 復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。町は、職員派遣や必要資材の調達支援等について、県に協力する。

2 その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

第2 遺体の埋・火葬支援

県は、大規模災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬の調整及びあっせんを行う。

その際、町は県に協力する。

第3 生活支援

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行うものとし、町は県の取組に協力する。

